

2021年1月29日

各位

会社名 株式会社ビーネックスグループ
代表者名 代表取締役社長 西田 穰
(コード：2154、東証第一部)
問合せ先 取締役 村井 範之
(TEL. 03-5777-7727)

定款の一部変更及び商号の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2021年3月26日開催予定の臨時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議すること、及び同議案が本株主総会で承認されることを条件として商号を変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

当社及び株式会社夢真ホールディングス(以下「夢真ホールディングス」)は、本日付「株式会社ビーネックスグループと株式会社夢真ホールディングスの合併契約締結に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、本日、各社の取締役会において、2021年4月1日(予定)を効力発生日として両社を合併により経営統合することを決議し、当社を吸収合併存続会社、夢真ホールディングスを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」)に係る合併契約(以下「本合併契約」)を締結いたしました。

当社は、本合併に際し、以下の各事項について定款の一部変更を行います。

- ① 本合併に伴い、当社の商号を変更すること
- ② 夢真ホールディングスが営む事業内容に対応するため、事業目的を追加すること
- ③ 本合併により当社の発行済株式総数が増加することから、本合併後においても機動的な資本政策を遂行することができるようにするため、発行可能株式総数を360,000,000株とすること
- ④ 本合併により当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなる夢真ホールディングスの株主の皆様が、本合併後に、当社に対して自己の保有する単元未満株式と合わせて1単元となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを買増すことができるようにするため、単元未満株式の買増し制度を設けること
- ⑤ 本合併に伴い、取締役の員数を3名以上16名以内とすること
- ⑥ 本合併に伴い、監査役の員数を6名以内とすること

なお、かかる定款の一部変更の効力は、本株主総会において、本合併契約が原案通り承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、その効力発生日(2021年4月1日予定)に生ずることといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

(3) 日程

本株主総会開催日 2021年3月26日(予定)

定款変更の効力発生日 2021年4月1日(予定)

2. 商号の変更

(1) 変更の理由

本合併に伴い、商号を変更するものであります。

(2) 新商号

株式会社夢真ビーネックスグループ（英文表記：「BeNext-Yumeshin Group Co.」）

(3) 新商号変更日

2021年4月1日（予定）

以 上

(別紙) 定款一部変更の内容

現行定款の一部変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ビーネックスグループと称し、英文ではBeNEXT Group Inc. と表記する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 労働者派遣事業2. 有料職業紹介事業3. 企業の各種業務の代行、委託請負及び受託に関する事業4. 情報の収集・処理・提供サービス業5. 機械器具、薬品、皮革製品、酒類、飲食品、日用雑貨品その他の各種商品の企画、開発、製作及び販売に関する事業6. 各種物品の製造・組立設備、加工設備の販売及び賃貸に関する事業7. コンピューター関連機器、ソフトウェア及びシステムの開発、設計、製造、販売、賃貸及び保守管理並びにこれらの代理に関する事業8. ウェブサイト及びウェブコンテンツに関する企画、デザイン、開発、制作、管理及び運営に関する事業9. グラフィックデザイン及びディスプレイデザインの企画及び制作に関する事業10. 情報システムの構築、運用に関する技術支援に関する事業11. 自動車及び自動車部品・附属品の設計、製造及び検査に関する事業12. 生産、製造、物流及びその他の各種業務アウトソーシング事業13. 精密機械、電子、電気、鉄道、造船、航空機等の機械加工、溶接に関する事業14. 各種教育、訓練、研修に関する事業15. パソコン教室、コンピューター技術教室等の各種教室の企画、運営に関する事業16. 教育出版物、学習用教材の企画、編集、出版、作成、販売、賃貸に関する事業	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社<u>夢真</u>ビーネックスグループと称し、英文では <u>BeNext-Yumeshin</u> Group Co. と表記する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 労働者派遣事業2. 有料職業紹介事業3. 企業の各種業務の代行、委託請負及び受託に関する事業4. 情報の収集・処理・提供サービス業5. 機械器具、薬品、皮革製品、酒類、飲食品、日用雑貨品その他の各種商品の企画、開発、製作及び販売に関する事業6. 各種物品の製造・組立設備、加工設備の販売及び賃貸に関する事業7. コンピューター関連機器、ソフトウェア及びシステムの開発、設計、製造、販売、賃貸及び保守管理並びにこれらの代理に関する事業8. ウェブサイト及びウェブコンテンツに関する企画、デザイン、開発、制作、管理及び運営に関する事業9. グラフィックデザイン及びディスプレイデザインの企画及び制作に関する事業10. 情報システムの構築、運用に関する技術支援に関する事業11. 自動車及び自動車部品・附属品の設計、製造及び検査に関する事業12. 生産、製造、物流及びその他の各種業務アウトソーシング事業13. 精密機械、電子、電気、鉄道、造船、航空機等の機械加工、溶接並びに賃貸、リース、販売及び保守管理に関する事業14. 各種教育、訓練、研修に関する事業15. パソコン教室、コンピューター技術教室等の各種教室の企画、運営に関する事業

<p>17. 各種イベントの企画、制作及び運営に関する事業</p> <p>18. 不動産の賃貸、保守管理、警備、清掃及び緑化に関する事業</p> <p>19. 著作権、著作隣接権、産業財産権その他の無体財産権の取得、利用、管理、売買、使用許諾に関する事業</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>20. 前各号に関するコンサルティング並びに経営及び人材採用等に関するコンサルティング事業</p> <p>21. 前各号に掲げる事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務</p> <p>22. 有価証券の運用、売買、保有及び投資に関する事業</p> <p>23. 前各号に関連又は付帯する一切の事業</p> <p>2 当社は、前項各号の事業を営むことができる。</p> <p>第3条～第4条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数・自己の株式の取得)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>143,600,000株</u>とする。</p> <p>2 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</p> <p>第6条 (条文省略)</p>	<p>16. 教育出版物、学習用教材の企画、編集、出版、作成、販売、賃貸に関する事業</p> <p>17. 各種イベントの企画、制作及び運営に関する事業</p> <p>18. 不動産の賃貸、<u>売買、投資、鑑定</u>、保守管理、警備、清掃及び緑化に関する事業</p> <p>19. 著作権、著作隣接権、産業財産権その他の無体財産権の取得、利用、管理、売買、使用許諾に関する事業</p> <p>20. <u>建設工事に係る設計・施工・工事管理に関する事業</u></p> <p>21. <u>土木建設請負に関する事業</u></p> <p>22. <u>IT事業</u></p> <p>23. <u>広告、編集及び印刷に関する事業</u></p> <p>24. <u>工業用機械の設計、設置、販売、取付工事及び保守に関する事業</u></p> <p>25. <u>スポーツ施設、健康トレーニング施設、教育施設、ホテルその他の宿泊施設、飲食店の経営に関する事業</u></p> <p>26. <u>通信事業者に関する販売企画・営業支援・工事請負に関する事業</u></p> <p>27. <u>販売促進に関する情報・資料の収集・企画及び販売並びにコンサルティング事業</u></p> <p>28. 前各号に関するコンサルティング並びに経営及び人材採用等に関するコンサルティング事業</p> <p>29. 前各号に掲げる事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務</p> <p>30. 有価証券の運用、売買、保有及び投資に関する事業</p> <p>31. 前各号に関連又は付帯する一切の事業</p> <p>2 当社は、前項各号の事業を営むことができる。</p> <p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数・自己の株式の取得)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>360,000,000株</u>とする。</p> <p>2 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</p> <p>第6条 (現行どおり)</p>
--	--

(新設)	(单元未満株式の買増し)
第7条～第17条 (条文省略)	第7条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを、当社に請求することができる。
(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は3名以上10名以内とする。	第8条～第18条 (現行どおり) (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は3名以上16名以内とする。
第19条～第30条 (条文省略)	第20条～第31条 (現行どおり)
(監査役の員数) 第31条 当社の監査役は4名以内とする。	(監査役の員数) 第32条 当社の監査役は6名以内とする。
第32条～第50条 (条文省略)	第33条～第51条 (現行どおり)

以 上